

船橋市市民活動総合補償制度取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市（以下「市」という。）が実施する市民活動総合補償制度について必要な事項を定めることにより、市民活動の健全な発展を図り、もって市民の創意と意欲を活かしたまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民活動団体

市内において市民活動を行うことを目的に自主的に組織され、市内に主たる活動の本拠を有し、原則として5人以上で構成員の70%以上が本市に住所を有する市民で構成された団体をいう。

(2) 市民活動

市民活動団体が行う地域社会活動、社会奉仕活動、社会福祉活動、青少年健全育成活動、町会・自治会活動で、本来の職場を離れて自由意志のもとに継続的、計画的に行われる公益性のある無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）の直接的活動及び本市が行うこれに類する活動で、概ね別表に定めるものをいう。

ただし、海外における活動、学校管理下における活動、特定の政党若しくは宗教に係る活動、営利及び自己のために行う活動、職業として行う活動、会員のみを対象とした互助的な各種スポーツ、レクリエーション、趣味、教養、文化等の活動は除く。

(3) 指導者等

市民活動の計画立案及び運営の指導的地位にある者又はこれに準ずる者をいう。

(4) 市民活動参加者

市民活動に直接参加する者をいい、市民活動に直接参加していない不特定多数の者は除く。

(保険契約)

第3条 市は、制度を実施するため、損害保険会社（以下「保険会社」という。）と損害保険に係る契約を締結する。

(制度対象事故)

第4条 制度の対象となる事故は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賠償責任事故

指導者等が、市民活動中の過失により、市民活動参加者又は第三者の生命、身体若しくは財物に損害を与え、被害者から損害賠償を求められ、法律上の損害賠償責任を負う事故

(2) 傷害事故

市民活動中（指導者等が定めた集合、出発又は解散場所と市民活動参加者の住居との通常の経路往復中を含む。）に発生した急激かつ偶然な外来の事故で、指導者等及び市民活動参加者が死亡又は負傷した事故

(制度対象事故に関する特例)

第5条 前条第1号で定める賠償責任事故については、別表で定める市民活動のうち、2から5の活動が無報酬（実費弁償程度の場合を含む。）で行う個人についても適用する。

(賠償責任事故の適用除外)

第6条 第4条第1号の規定にかかわらず、次に掲げる賠償責任事故については、補償しない。

(1) 戦争、変乱、暴動、労働争議等による事故

(2) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故

(3) 指導者等又はその代理人の故意による事故

(4) 建物や施設の改築・修理などに起因する事故

(5) 指導者等及び市民活動参加者が所有、使用、管理する自動車に起因する事故

(6) その他第3条に定めた保険契約に係る約款等によるもの

(傷害事故の適用除外)

第7条 第4条第2号の規定にかかわらず、次に掲げる傷害事故については、補償しない。

(1) 指導者等及び市民活動参加者の故意による事故

(2) 指導者等及び市民活動参加者の自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故

(3) 指導者等及び市民活動参加者の脳疾患、疾病、心神喪失による事故

ただし、日射病・熱射病等の熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒による事故を除く

- (4) 指導者等及び市民活動参加者の医学的他覚所見のない頸部症候群又は腰痛
- (5) 戦争、変乱、暴動による事故
- (6) 地震、噴火、洪水、津波その他の自然災害による事故
- (7) 山岳登山、スキューバダイビングその他これらに類する危険な運動による事故
- (8) その他第3条に定めた保険契約に係る約款等によるもの
(補償の範囲)

第8条 第4条に規定する事故に対するこの制度の補償限度額は、次のとおりとする。

補 償 区 分		補 償 限 度 額	
賠償責任事故	身体賠償	1 人 1 事故	6, 0 0 0 万円 2 億円
	財物賠償	1 事故	1 0 0 万円
	受託物賠償	1 事故	1 0 0 万円 保険期間中の限度額 1, 0 0 0 万円
傷害事故	死亡補償金 (事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で死亡したとき)	1 人	5 0 0 万円
	後遺障害補償金 (事故発生の日から180日以内にその事故による傷害が原因で後遺障害の生じたとき)	1 人	5 0 0 万円～1 5 万円
	入院補償金 (事故発生の日から180日までの入院を限度とする)	1 人	日額 3, 0 0 0 円

<p>手術補償金</p> <p>(入院補償金が支払われる場合、その傷害の治療のため手術を受けたときは、入院補償金日額に手術の種類に応じて保険契約約款に定められた倍率(10、20、40倍)を乗じた額)</p>	<p>1 人</p> <p>30,000円</p> <p>60,000円</p> <p>120,000円</p>
<p>通院補償金</p> <p>(事故発生の日から180日までの通院に対し通院日数90日を限度とする)</p>	<p>1 人</p> <p>日額2,000円</p>

2 賠償責任事故については、1事故につき補償区分ごとに免責額5,000円を超える部分について補償するものとする。

3 食中毒事故(異物混入事故を含む。)等に係る賠償責任事故の填補額は、1事故の金額を保険期間中の支払限度額とする。

(事故報告)

第9条 制度による補償を受けようとする市民活動団体及び市民活動参加者は、市民活動中に事故が発生したときは、速やかに事故報告書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(判定)

第10条 市長は、前条の事故報告書が提出されたときは、当該事故が市民活動中の事故であるか判定し、その事故が市民活動中のものであると認めたときは、保険会社に対し事故証明書(第2号様式)を交付する。

(請求手続)

第11条 賠償責任事故に係る請求は、指導者等と被害者との間で、あらかじめ保険会社の承認を得て法律上の問題が解決した後、指導者等が補償金等請求書に必要な書類を添付し、保険会社に請求するものとする。

2 傷害事故に係る請求は、死亡補償にあつては死亡した者の法定相続人が、負傷に係る補償にあつては負傷を負った者が補償金等請求書に必要な書類を添付し、保険会社に請求するものとする。この場合において、後遺障害補償に係る補償金の請求は当該傷害の症状が固定した後に、入院及び手術補償に係る補償金並びに通院補償に係る補償金の請求は入院又は通院が終了した後に行うものとする。

3 前2項の規定により補償対象者から補償金等請求書が提出されたときは、保険

会社は当該補償金を補償対象者が指定した口座に振り込むものとする。

- 4 保険会社は、前項の規定により当該補償金を支払ったときは、補償対象者に支払通知書を送付するとともに、市にその写しを送付するものとする。
- 5 第1項及び第2項の補償金請求による保険会社の事故調査の結果、補償金支払の対象外であることが判明したときは、市は補償対象者にその旨を通知する。

(所管課)

第12条 第9条に規定する事故報告書の受付等の庶務は、当該事故報告に係る市民活動又は市民活動団体に関わる事務を所管する課において処理する。

- 2 第10条に規定する事故証明書の交付その他この要綱に定める制度の保険会社との連絡等の事務は、市民生活部市民協働課において行う。

(補則)

第13条 この要綱に定めのない事項については、この要綱に基づき契約する保険約款の規定によるものとする。

- 2 前項に規定するもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）対象となる市民活動

1. 市民活動団体等が行う下記の市民活動

(1) 地域社会活動

- 防犯活動（暴力追放運動、防犯対策の啓発活動など）
- 防火・防災活動（防火・防災訓練、防火・防災に関する啓発広報活動）
- 清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他の公共施設の清掃）
- 森林ボランティア活動
- リサイクル運動
- 交通安全活動
- 不法駐車駐輪追放活動
- 害虫防除・駆除の環境衛生活動
- 献血奨励・市民検診手伝いなどの地域保健衛生活動 など

(2) 社会奉仕・社会福祉活動

- 社会福祉施設援護活動（建物の修理、植樹等の手入れ、清掃、リハビリテーション訓練の手伝い、行事手伝い、習い事指導、慰問、通園の送迎の介助、託児、カウンセリング、点訳、リーディングサービス、手話）
- 在宅老人・身障者等のホームヘルプ
- ガイドヘルプ
- 手話通訳
- 就労・社会復帰のための援護 など

(3) 青少年健全育成活動

- 子ども会
- ボーイ・ガールスカウト
- 地域の青年会等の指導育成活動
- 家庭・地域文庫活動
- 非行防止パトロール など

(4) 町会・自治会活動

- 町会・自治会の主催する公益的な活動や行事への参加
- ※直接の参加者（当日の参加者として名簿等で把握されている方）が対象。
事業の直接の参加者ではない、不特定多数の者は対象外。

2. 市民による地域社会への貢献や市政への協力を目的とした市主催・共催事業（イベント）への参加

- ※イベントや講座などの直接の参加者（当日の参加者として名簿等で把握されている方）が対象。事業の直接の参加者ではない、不特定多数の者は対象外。

3. 市主催・共催事業（イベント）への協力活動

- ※市主催・共催事業の実施・運営に携わるボランティアスタッフ

4. 市が委嘱、または市の制度に登録したボランティア（個人）およびボランティアグループの活動

5. 船橋市社会福祉協議会のボランティアセンターに登録したボランティア（個人）およびボランティアグループが行う、登録要件を満たした福祉活動